

知っていますか？
ヘルプマーク



ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人たちが、周囲にそのことを伝えるためのマークです。

▶援助や配慮が必要な人

- ・義足や人工関節を使用している人
- ・内部障がい（※）や難病の人
- ・精神疾患のある人
- ・発達障がいのある人
- ・妊娠初期の人 など

※ 心臓機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、呼吸器機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

このマークを見掛けたら、バスや電車で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

●ストラップを配布中です
ヘルプマークが付いたストラップを福祉課障がい福祉係の窓口で無料で配布しています。かばんなどに付けてご使用ください。



Case 2 肢体不自由のある人が飲食店に来店



車椅子のまま着席したいのですが・・・



机に備え付けてある椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した

Case 3 難聴と弱視のある人が窓口に来店



太い文字で筆談をお願いしたいのですが・・・



太いペンで大きな文字を書いて筆談をした

障がい者差別解消法が改正に
事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

合理的配慮の提供とは？
事業者や行政機関などが、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

障がい者差別解消法は、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めています。
4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。合理的配慮の提供には、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者などが対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。
障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指しましょう。
福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

▶合理的配慮の具体例

Case 1 学習障がいのある人が研修会に参加



文字の読み書きに時間がかかるので、ホワイトボードを書き写すことができないのですが・・・



書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォンなどでホワイトボードを撮影できるようにした

4月2日は「世界自閉症啓発デー」
4月2日～8日は「発達障がい啓発週間」
「自閉症」のことを知ろう

自閉症の人は、脳の発達の仕方の違いから「他人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」などが苦手です。
誰もが幸せに暮らすことができる社会を実現するため、自閉症の人たちへのご理解とご支援をお願いします。

